

平成24年度第1回

定期監査結果報告書

多治見市監査委員

多 監 第 83 号
平成 24 年 9 月 28 日

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様
多 治 見 市 議 会 議 長 若 尾 靖 男 様

多 治 見 市 監 査 委 員 尾 関 恵 一
同 井 上 あ け み

平成 24 年度第 1 回定期監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 24 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

第1 監査の対象

企画部 : 秘書広報課、人事課、企画防災課、情報課
総務部 : 総務課、財政課、税務課
水道部 : 水道課、下水道課、浄化センター、月見センター
消防本部 : 消防総務課、予防警防課、通信指令課
南消防署、北消防署、笠原消防署

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

第3 監査の対象

平成24年度(4月1日~7月31日)における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第4 監査の期日

平成24年7月30日から8月30日まで

第5 監査の方法

今回の定期監査においては、上記の監査対象各課からあらかじめ提出された資料及び関係書類に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取し、財務に関する事務事業が効果的・経済的に行われているか、かつ、合理的に運営されているかを主眼とし、証拠書類の照合調査等通常実施すべき監査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の監査手続きを実施した。

この監査のため、対象各課及び財政課に対し提出を求めた主な資料は次のとおりである。

- (1) グループ編成表
- (2) 事業及び事務の執行状況説明書
- (3) 予算重点施策説明書
- (4) 負担金補助及び交付金明細書
- (5) 委託料明細書
- (6) 工事請負費明細書
- (7) 支出命令書関係書類(抽出分)

監査の結果、財務に関する事務事業は、おおむね適正に執行され、効率的かつ公正な運営が確保されていると認めた。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については次のとおりである。

要望事項

広報たじみについて 【秘書広報課】

広報たじみについては、平成24年4月より発行回数を従来の月2回から月1回に見直し、それに伴い広報紙のページ数も増加し情報掲載量も多くなっている。したがって、市民が見てわかりやすいよう創意工夫に引き続き努めていただくとともに、見直しをしたことが市民にどう影響しているのかについて適当な機会をとらえて検証されたい。

使用料・手数料の見直しについて 【財政課】

使用料・手数料の見直しについては、現在見直し作業が行なわれており、原則的な目標はありながら政策的な判断でその額を低く抑えているものもあり、実態を踏まえて検証することである。については、使用料・手数料は、原則を踏まえつつ、個別の金額決定の考え方を明らかにし、また他市とのバランスについても十分検証された上で、適正な金額となるよう検討されたい。

地域防災活動協力員について 【予防警防課】

地域防災活動協力員については、自主防災組織の育成・指導等行なう重要な役割を担っている。しかし、現在協力員の人数は8名であり市内の自主防災組織の育成・指導を行なうには人数が少ないものと思料する。については、地域の防災力を高める人材として協力員は重要であることから、企画防災課とも十分連携しながら、協力員の増加、また防災士の養成に引き続き努力をされたい。

歳入財源の確保について 【全課】

歳入財源の確保の問題として、根本交流センターの建設事業において、財源として見込んでいた県支出金が確保できず、起債及び一般財源で対応することになったとのことである。歳入財源に

については、特に大規模事業に関しては計画段階から財源の調査、検討を慎重に行なうべきであり、当該事案については財源確保の確認があまかったのではないかと思料する。については、事業の計画段階から財源の確実な把握に努め、事業の実行性を担保するよう最大の努力を傾注されたい。